

平成30年度事業計画

社会福祉法人守人会

平成30年度事業計画目次

・ 法人事業計画	1
・ 入所施設指針	4
・ 従来型特養事業計画	6
・ ショートステイ事業計画	7
・ ユニット型特養事業計画	7
・ 各種委員会事業計画	8
・ 通所介護事業計画	11
・ 栄養課事業計画	14
・ 医療事業計画	16
・ 訪問介護事業計画	17
・ 居宅介護支援事業所事業計画	18
・ 在宅介護支援センター事業計画	19

平成30年度法人事業計画

定款で定める社会福祉事業等

種別	社会福祉事業等	事業所名
第1種社会福祉事業	特別養護老人ホームの経営	特別養護老人ホーム森林園 特別養護老人ホーム森林園(ユニット型)
第2種社会福祉事業	老人デイサービス事業の経営	森林園デイサービスセンター
	老人短期入所事業の経営	森林園短期入所施設
	老人居宅介護等事業の経営	ヘルパーステーション森林園
	老人介護支援センターの経営	在宅介護支援センター森林園
公益事業	居宅介護支援の事業	居宅介護支援事業所森林園

※定款で定める公益事業の「居宅介護支援の事業」については、事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業となっているため、居宅介護支援事業森林園については、社会福祉事業として取扱いしている。

平成30年度は、以下の運営方針、重点目標に沿って多用化する地域ニーズに応えるとともに、利用者一人ひとりがこころ豊かに、安全で安心ある暮らしができるよう支援していきます。

I. 運営方針

利用者の尊厳を守り、自立を促し、生きがいを持った生活ができる支援と地域社会との結びつきを強める等地域福祉の推進拠点を目指します。また、利用者の安全・安心を確保するため、苦情解決や事件事例等からリスクマネジメント体制の確立を行うとともに、職員の確保と人材育成等職員体制の強化に努めます。

II. 重点目標

1. 最善の介護サービスの提供を目指した施設運営
2. 町の地域福祉施策と連携した事業運営
3. 地域に開かれた施設と住民との多様な交流推進
4. 地域における公益的な取り組み
5. 職員の確保と人材育成
6. 経営基盤の安定化と透明性の確保

1. 最善の介護サービスの提供を目指した施設運営

高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」を大切にして、ご利用者が「その人らしく」生活できるよう一人ひとりのニーズを受け止めるとともに、ご家族の要望にも最大限応えるため職員は外部研修、専門研修などに積極的に参加し、内部でも職員研修を行い、専門家を招いた高度な研修の取組を構築する。また各事業所の横断的な専門職部会での研修を実施し、資質と介護技術の向上に努めます。

2. 滑川町の地域福祉施策と連携した事業運営

町や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と共に、地域の福祉向上に努めてまいります。そのため、「在宅介護支援センター機能の強化」、「認知症高齢者の支援とケアの充実」、「地域密着型サービスとしての通所介護の拡充」等に努めます。

3. 地域に開かれた施設と住民との多様な交流推進

複合機能を持った施設として地域に開かれた福祉拠点を目指すとともに、多様な住民の地域交流が推進できる拠点として施設の活用を検討してまいります。

地域の町会、民生委員、高齢者団体のご協力をいただき、地域開放事業の実施、地区防災訓練や祭り行事などへの参加、また、学校・児童福祉施設などとの交流事業などを図り、ご利用者や地域の高齢者が当法人を身近に感じられる取り組みをしてまいります。

また、地域福祉の向上に欠くことのできないボランティアの受け入れにつきましては、積極的に取り組んで参ります。ボランティアの皆様には、地域の高齢者福祉の担い手として、一人ひとりの活動が高齢者介護を支えていることをご理解いただくと同時に、ボランティアご自身の自己実現の機会として充実感に繋げることができるよう今後も受入環境の整備に努めてまいります。

4. 地域における公益的な取り組み

平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、同法第24条第2項の規定により次の3つの要件全てを満たす事業を実施することになりました。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること。
- ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること。
- ③無料又は低額な料金で提供されること。

上記に基づき、当法人は引き続き下記の事業に取り組めます。

(1) 自治会別料理教室及び栄養指導

滑川町の自治会別(全15区)に、高齢者向け料理教室を実施し、低栄養、入れ歯や咀嚼、誤嚥予防に対する指導を実施していきます。(利用負担1人100円)

(2) 高齢者等相談

自治会別に料理教室と実施することにより、独居や高齢者世帯の把握に努め、区長及び民生児童委員の協力のもと日常生活又は社会生活上支援を必要とする者の情報収集に努め、面談し相談を受けそれぞれのニーズに即した支援活動や行政への橋渡しを行ってまいります。(無料)

5. 職員の確保と人材育成

職員の確保対策の充実並びに職員一人ひとりが豊かな人間性と専門性を持てるよう人材育成の強化推進のため、下記の取組みに努めます。

- (1) 専門職員(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)の確保
- (2) 人事考課によるキャリアパス制度の充実
- (3) 研修機会の確保と研修への積極的な参画への推進
- (4) 資格取得等のための環境整備

6. 経営基盤の安定化と透明性の確保

社会福祉法人守人会は、一人でも多くの地域の高齢者が利用し易い環境づくりとサービスの向上に努める責務があります。そのため、経営基盤を強化し事業の透明性を推進して参ります。

- (1) 事業の計画的、効果的实施
- (2) 収支状況の把握・点検と財務規律の強化
- (3) 業務改善の推進
- (4) 法令遵守と事業運営の透明性の向上

Ⅲ. 理事会・評議員会等の開催

(1) 定時開催

名称	内容	開催回数・開催月等
評議員会 (議決機関)	理事・監事の選任・解任、理事・監事の報酬等の決定、定款変更、事業・決算報告の承認、社会福祉充実計画の承認	年1回(5~6月)
理事会 (業務執行機関)	事業計画、事業報告、予算、決算、その他重要な事項の審議等	年3回以上(5~6月、11~12月、3月)
監事監査	事業・決算の監査	年1回(5月)
経営会議	各月の運営状況や財務状況を把握し、経営改善策等を検討する	毎月

(2) 議案審議事項等

開催年月	理事会・評議員会等
平成30年5月~6月	<input type="checkbox"/> 監事による平成29年度事業・決算に係る監査 <input type="checkbox"/> 理事会 ・平成29年度事業・決算報告承認 ・大規模修繕計画について <input type="checkbox"/> 評議員会 ・平成29年度事業・決算報告承認 ・大規模修繕計画について
平成30年11月~12月	<input type="checkbox"/> 理事会 ・中間決算報告の承認 ・補正予算の承認
平成31年3月	<input type="checkbox"/> 理事会 ・平成31年度事業計画・予算の承認

《入所施設指針》

職員一人ひとりが基本理念を元に介護の基本に立ち返り、利用者様へ安定したサービスの提供をいたします。

【森林園職員基本理念】

高齢者一人一人の個性を尊重し、きめ細やかな介護を目指します。

- ・ 笑顔で挨拶する
- ・ 尊敬の心で接する
- ・ 積極的なスキンシップを図る
- ・ 自立(自律)を促す役割を果たす

【基本方針】

1. 利用者様の心身状態を理解し、安らぎのある生活を送ることができるよう努める。
2. 地域社会と関わり、地域の中でより良い生活を送ることができるよう、施設内外で積極的な地域活動を展開していく。
3. 利用者様一人一人の自己決定の尊重を促していく。また、チームによるケアを活かし残存能力を最大限活用した生活の継続ができるよう支援していく。

【職員行動指針】

- ・ 利用者様個々のニーズを把握し、これまでの生活習慣にできる限り配慮することで、利用者様の意思を尊重したケアを行う。
- ・ 安全や快適性に配慮することで、利用者様がゆったりと穏やかな生活ができるよう努める。
- ・ 笑顔で話しかけを行い、心豊かに過ごしていただけるよう配慮する。
- ・ 利用者様一人一人としっかり向き合い、より充実した個別ケアを目指す。

【処遇】

利用者様個々の望む生活により近付ける為、利用者様の目線に立ち共に考え行動をサポートする。

1. 離床

- ・ できる限りベッドから離れ、ホールに集うようにする。他の利用者様との関わり合いやお互いに助け合う場面に出会うよう意図することで、存在意義の確認ができるようにする。
- ・ 各種用意されたレクリエーションや諸行事に参加することにより、心身の能力に応じた力が発揮できるようにしていくと共に生活に活気を持って頂く。

2. 外気浴

日光浴や散歩により外の空気や日差しに触れ、皮膚の増強・新陳代謝の改善・筋力の維持増強・気分転換に努めていく。

3. 精神面

笑顔で元気な挨拶から惜しめない日常的な声掛けを行い、スキンシップを図り、疎外感を与えないよう積極的にコミュニケーションを図ることで、前向きに生きるサポートをしていく。

4. 施設外活動

施設は生活の場であるため家庭と同じような感覚でとらえ、地域社会と隔絶しないように地域の中

が必要とされている実感を失わせないように働きかけをしていく。そのために、各関係機関と連携をはかり社会資源を活用しながら地域との関係を築いていく。

【生活支援サービス】

1. 排泄介助

- ・個々の排泄状況に合わせた適切な用具を使用し、利用者様の負担を最小限に抑えながら清潔を保持できるように努める。
- ・排泄介助を行うにあたっては、利用者様の尊厳を傷つけることのないよう介助環境や声かけ等に十分配慮しケアを行う。

2. 入浴介助

- ・個々の身体状況にあった入浴機器を用い、室温やスタッフの配置に配慮することで無理のない安全な環境下で入浴を行えるよう努める。又、プライバシーの確保に留意し、羞恥心を和らげながら落ち着いた雰囲気の中で入浴できるよう支援する。

3. 食事介助

- ・生きることは食べることであり食事の重要性を十分に認識し、美味しく食べていただくための工夫をしていく。
- ・言語聴覚士による嚥下能力の評価や職員への指導の下、摂取能力や嚥下能力に応じた各種の形態食を用意し、必要な栄養素が十分確保できるように配慮し、飽きさせないように視覚で楽しめて雰囲気に配慮するなど可能な限りの工夫を凝らし、体力を低下させないように楽しんで食べていただく。

4. 趣味・レクリエーション活動

- ・楽しみのある生活の一助となるよう、園芸やカラオケ・散歩・ドライブなど利用者様が求める活動を支援していく。
- ・個々の身体状況により参加できる活動は違うが、ボール投げや体操など個別に時間を割り当て一緒に楽しみながら実施していく。
- ・個人・少人数でできる塗り絵や計算プリント・習字などの活動を展開する。

5. 日常生活動作訓練

- ・積極的なリハビリの実施は難しいが、残存能力の機能維持を図ることを目的とした活動を行っていく。
 - 1) 理学療法士による機能訓練
 - 2) 看護師や介護職員による日常生活動作訓練。集団での体操とレクリエーションの実施により、親しみやすい状況で取り入れ機能低下を防いでいく。

【ご利用者の受け入れについて】

入所時等十分なアセスメントを行い、それぞれのニーズを見極めながら対応していく。又、介護はもちろん施設利用の必要性を重視し、御本人および御家族と十分な話し合いを行い、受け入れを決定していく。

【ボランティアの受け入れ】

- ・ボランティアは職員とは異なる役割を担う存在であり、利用者様の日常生活の活性化につなげるためにも施設行事にとどまらず幅広く受け入れを行っていく。又、個々のボランティアの思い、活動の動

機にうまく応える場を提供する。

- ・施設がより地域へ開放され、高齢者福祉への理解を求めることも施設が担う重要な役割と捉え、地域住民が施設行事や見学等に参加できるよう積極的な受け入れを行う。

【介護体験事業の受け入れ】

核家族化が進んでいる中で、高齢者と接する機会の少なくなった子供たちが高齢者とどのように関わっていったら良いか、今後増加していく高齢者を地域ぐるみでどのように支えていくのかなど、施設体験を通して高齢者を身近に感じながら勉強してもらう。又、高齢者福祉の現場を直に見てもらうことで、福祉の仕事の楽しさ厳しさを感じてもらい福祉の仕事の必要性および関心を持ってもらう。

【施設内研修会の実施】

年々、施設利用者様の身体状況や認知症状は重くなっていく傾向にある。隔月又は随時必要に応じ施設内研修会を行い、介護技術を高めていくとともに、高齢者を取り巻く環境や介護保険法令などの知識を得ることで、より質の高いケアを提供できるよう努める。

【会議・委員会等】

- ・各職種の業務を円滑かつ合理的に進めるために意見交換や検討を行い、より良い施設づくりを目指す。又、各委員会では施設全体の生活支援のあり方や、日常生活全般についての調査・検討を行いより質の高いサービスを提供できるよう調整する。

【行事】

- ・毎月の誕生会の開催と、お花見や納涼祭・クリスマス会・豆まきなど四季の変化を感じられる行事を行い、単調になりがちな日常生活を活気あるものとしていきます。

《平成 30 年度特養(従来型)事業計画 定員 50 名》

昨年は、チームケアの強化・新人育成・介護スキルの向上の3点の目標を掲げ、職員の結束と利用者様への適切なケアが出来るように取り組んできました。しかし、これらの目標に対してチームケアの強化・新人育成という点で満足いく結果が得られませんでした。本年度もチームケアの強化・新人育成・介護スキルの向上の3点の目標を掲げ、風通しの良い職場環境の構築を目指します。

- ① チームケアの強化は、グループ目標を設定しグループ職員で目標達成のためにコミュニケーションを深め、毎月のグループ会議で目標に対しての状況や報告などをおこない職員の共通意識を高め、利用者様の生活支援をおこなっていきます。
- ② 新人育成は、担当職員が中心となって個別指導や相談を聞く事で、新人職員が職場環境に順応し仕事がしやすい環境を提供できるようにおこなっていきます。また、新人職員に目標を設定する事で、向上心を持って利用者様と向き合うことが出来るように取り組んでいきたいと思えます。
- ③ 介護スキル向上は、基本的なオムツ交換や移乗介助などの職員主体の研修を会議内でおこない通常の業務での細かな疑問や他職員の介助の仕方を吸収できるように実施していきます。また、利用者様

が受け入れやすい声掛けや言葉遣いなどの利用者様の立場に立った視点や考え方を出来るように取り組んでいきます。

利用者様には、介護者本位でなく利用者様の目線に立ち、利用者様本位の介護を目指していきます。その為に各利用者様のアセスメントシートを居室担当者が作成し、利用者様の状態や生活状況を把握できるように行います。また、相談員・ケアマネージャー・看護師と情報の共有をおこない利用者様への対応をスムーズにおこなえるようにすると共に利用者様への声掛けを多くおこなう事で利用者様とのコミュニケーションを深く取る事が出来るようにおこなって行きます。

《ショートステイ事業計画 定員 20 名》

【基本方針】

- ・短期入所生活介護(ショートステイ)は従来型特養に併設しているため、特養と一体の流れの中で、利用者様の在宅生活に配慮しながら安心かつ安全にお過ごしいただける場所の提供を致します。
- ・定期利用者様の利用日確保はもちろん、緊急時に受け入れができる体制づくりをし、各関係機関と連携をとり地域のための施設を目指します。
- ・日々の健康管理は勿論、転倒怪我に気を付けケアプランに沿った利用者様本位の接遇に努めます。
- ・利用者様やその御家族と事前に話し合いを行い、サービス利用に対する目的や要望をしっかりと見極め、満足していただけるサービスの提供に努めます。又、関係する介護支援事業所等とも連絡を密にとり、日程調整や施設に対する要望等を細かく把握し、より充実した施設利用ができるようにします。

【年間行事】

四季折々の行事を行うと共に、その季節にあったボランティア様の受け入れを行い、季節の移ろいを感じながら穏やかに生活して頂ける様にします。

【30 年度計画】

定期利用の方々を含め定着して利用して頂ける様に、個々のニーズにできる限り答え、穏やかな生活を送って頂き各部署での連携を深め、より良いケアを提供していく。又新規利用者様へは安心した生活を送れる様に事前の打ち合わせ会議を持ち、ご家庭・病院での生活に近い形で提供できるように心がけていく。

ショートステイ利用者様は外部からお越しになる事から感染症の持ち込みに十分注意をし、ご家族と連携をとり施設内に持ち込まない様に配慮していきます。

《平成 30 年度 ユニット型特養事業計画 定員 30 名》

本年度は職員の資質向上に努め利用者様がより良い生活を送れるように、生活リズムを尊重した個別ケアを行い、個々のアセスメント表の作成・更新を行い状態把握と職員間の情報の共有を図り快適な生

活を送れるように支援していきます。

利用者様に対しては、利用者様の生活リズムを尊重した個別ケアを行い支援していく。その為に平成29年度期中より導入した居室担当制の充実を図り、また24時間シートを活用し個々のアセスメント表を使用していく事で、各利用者が快適な生活環境の中で、健康的かつ生き生きとした暮らしを送れると共に、季節感を感じていく事や諸行事への参加・起案し四季を感じて頂き季節の移ろいを感じながら穏やかな生活を送れる様に支援していきます。

職員の資質の向上として誤嚥リスク者の食事方法や褥瘡予防のポジショニング等、研修や会議の場を通じてスキルアップに努めると共に、ユニット毎の会議の中でユニットケアについて共有し合い様々な知識を得て資質の向上を目指していきます。

《各種委員会事業計画》

(1)平成30年度 事故対策・身体拘束廃止委員会事業計画

事故・ヒヤリハットの報告を行い、その報告書をもとに事故の統計をとることによってより正確な状況の把握に努める。毎月1回各ユニットの事例検討を行い、職員の自己啓発、事故原因の究明や防止策の検討などをすすめていく。

重点目標

『介護事故・特に重大な事故の発生を防ぐ』

取組内容

- ・マニュアルの更新
- ・事故防止策に関する研修資料を作成し、年2回勉強会を実施する。
- ・入居者、職員の健康状態の把握
- ・ADL、既往歴、及び転倒リスクの把握
- ・車椅子等の定期的なメンテナンスを行う。
- ・ヒヤリハットや事故事例が発生した際には、速やかな報告を求め、情報の共有を行う。
- ・提出を受けた報告書から情報を分析し、事業所全体で問題の解決に取り組み、リスク回避に努めていく。

(2)平成30年度 衛生委員会事業計画

- ・感染症マニュアル、施設内研修及び各会議等で感染症に関する知識を職員全体で深めていく。
- ・研修では新人職員を中心に実技の機会を多く取り入れ発生時に混乱することなく対応できるように指導を行う。特に多床室ではショートステイの方も生活されており外部からの出入りが多いため各部署、ご家族と連携協力し予防に努めていくことで発生リスクを抑えていく。また加湿器やジアッシュ噴霧など県での流行、気候に合わせて早めの対応を心がけていくことで更なる防止へ努めていく。
- ・例年同様ムカデ等害虫の発生及び施設周辺に蜂の巣やクモの巣が出来やすい為、定期的に虫コロリアースの散布や施設周辺の見回り駆除を行っていく。
- ・施設環境及び職員環境の改善に向け職員の意見を取り入れ主治医との相談に努めていく。

【年間予定】

- 4月 感染症全般研修（看護師）
- 5月 加湿器回収・清掃
- 6月 バルサン炊き（2週間あけて2回実施）園庭草刈 ベープ設置
- 8月 園庭草刈
- 10月 加湿器設置 居室設置消毒液の交換（偶数部屋） インフルエンザ・ノロウイルス研修（衛生委員）
- 11月 居室設置消毒液の交換（奇数部屋）
- 12月 大掃除
- 2月 居室設置消毒液の交換（偶数部屋）
- 3月 居室設置消毒液の交換（奇数部屋）

(3)平成30年度 吸引・褥瘡委員会事業計画

- ・吸引に関して肺炎予防の為、経管栄養者の口腔ケアを言語聴覚士・看護師と連携し定期的を実施し、吸引実施者を減らしていくよう努めていく。
- ・褥瘡に関しては、褥瘡予防対策書を活用し、リスク者からの段階から各部署・各職員へ情報を引き継ぎ、悪化しないよう早めの対応に努める。
- ・体位交換・ポジショニングの方法については、理学療法士に指導を仰ぎ実施していく。エアマットの使用や食事摂取量の確認を行い、必要であれば栄養補助食品の検討をするなどし、未然に防げるように努める。

(4)平成30年度 給食委員会事業計画

- ・日本ならではの行事食や四季折々の食事、またイベントやデモンストレーションによる参加を栄養士と連携をとりながら、利用者様に楽しんで頂けるようにしていく。
- ・個々の利用者様に嗜好の合った食事形態を提供できるように常に報告を行い、安心して召し上がって頂けるようにする。

(5)平成30年度 年間行事委員会

- ・行事やボランティア様のふれあいを通じて、季節を感じとれる生活を送って頂く。企画や準備・進行がスムーズに行えるように、年間・各月の行事担当者は、各部署共に協力し合い毎月定期的に話し合いを行なっていく。
- ・各ユニット内に季節感を感じて頂けるような飾りつけして地域交流スペースの活用を進めていく。

平成30年度年間行事計画

月	行事名	ボランティア（名）	その他
4月	桜の花見		
	誕生日会	職員出し物	
5月	外出・外食		散髪

	誕生日会	こでまりの会様	避難訓練
6月	ドライブ（牡丹・菖蒲）		
	アニマルセラピー	アニマルセラピー様	
	誕生日会		
7月	納涼祭	天の園誠太鼓様	散髪
	（誕生日会）	納涼祭にて実施	
8月	花火大会		
	誕生日会	職員出し物	
9月	敬老会	リコプアケア様	散髪
	（誕生日会）	敬老会にて実施	
10月	滑川町敬老会		避難訓練
	誕生日会	花みずき様	
11月	ドライブ（紅葉）		散髪
	滑川祭り		
	療護園きずな祭り		
	誕生日会	職員出し物	
12月	クリスマス会	おたまじゃくしの会様	
	もちつき		
	（誕生日会）	クリスマス会にて実施	
1月	初詣		散髪
	新年会	滑川ちんどん様	
	（誕生日会）	新年会にて実施	
2月	節分		
	誕生日会	職員出し物	
3月	梅見		散髪
	誕生日会	太鼓会「嵐」様	

(6)平成30年度 事故対策・身体拘束廃止委員会事業計画

- ・ヒヤリハットの提出も増加し、各職員の事故への意識が高まっていると思いますが、一方で事故報告書の提出は昨年度も多く提出されています。そのため、昨年と同様に今年度もグループ内で意見を出し合い、利用者様の状態把握と情報の共有・事故への危機意識を高める事で、利用者様の変化に対応し事故の減少を目指していきます。さらに事故対策・身体拘束廃止委員会としては、ヒヤリハットや事故報告書を利用者様ごとに個別管理し、どのようなリスクがあるのか、またどのような対応が良いのかを話し合い、事故予防・事故抑止に努めていきます。
- ・身体拘束に関しては、基本的におこなわないが、利用者様の状態や生命の危険がある場合は、医務・相談員・ケアマネージャーへ報告・相談をし、ご家族の同意のもと実施する。また、定期的な見直しや環境整備などをおこない身体拘束を解除出来るように努めます。

平成 30 年度 通所介護事業所 事業計画

定員 18名

営業日 月・火・水・木・金・土

休業日 日曜日・1月1日～1月3日

1. 事業方針

ご利用者、ご家族が安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、介護が必要な状態になっても在宅での生活が継続し送れるよう、必要な介護、個別機能訓練等を提供支援致します。また、ご家族様の精神的、身体的介護負担の軽減を図り安心して通所サービスをご利用して頂けるように努めてまいります。

2. 重点目標

1. 職員の知識、技術の向上

職員研修、外部研修、通所会議等を活用し感染症、介護、医療、介護保険等の知識を向上し職員一人一人のスキルアップを図り、安定した介護サービスの提供に努める。

2. 事故防止

毎日のバイタルチェックを行い、観察する事で心身の異常の早期発見に努める。個別のプランを把握し、必要なサービスを提供することで転倒等その他事故の防止に努める。ケース会議等を行い状態の変化、リスク等を職員間で共有する。

3. 利用率、実績の向上

日曜日の利用率の落ち込み、他曜日の職員配置の充実の為、平成 30 年度より日曜日を休業日とし運営してまいります。現在利用頂いているご利用者には、より良いケアを目指し提供することで、継続し利用して頂けるように努めます。また、新規のご利用者様にも安心してご利用して頂けるよう見学、体験利用受付、他事業所への案内配布等を行い利用率向上に努めます。ご家族、御利用者の要望に柔軟に対応し変更利用、追加利用を受け入れる。

4. サービスの質の向上

職員一人一人が介護のプロとしての自覚を持ち、ご利用者様のプランに沿ったケアを提供する。ご利用者の状態を把握し、意欲的に残存機能が活用出来るようなレクの提供、言葉かけを行い楽しみながら通所を利用して頂くよう努める。利用者様の喜びが職員の喜びと感じられるような信頼関係の構築に努める。

5. 職員の確保、定着

職員一人一人がやりがいを感じる事が出来るような職場作りに努める。業務負担が偏らないよう業務を分散、日課にて行う。与えられた業務は責任を持って行う事が出来る内容になるよう考慮する。

6. 送迎サービス

利用者の心身の状態、地理的状況を考慮し送迎車両、送迎ルートを設定、無理のない安全な送迎に努める。安全運転を行い利用者様の安全を第一に考え送迎を行う。また、乗降介助時や車両から離れる時も、車内の安全を考慮した上で他の介助を行う様努める。

7. 地域に開かれたサービスの提供

6ヶ月に一回運営推進会議を開催、地域住民、利用者、家族等の代表に参加して頂き事業所の活動内容の報告、助言、要望等を頂き地域に開かれたサービス提供に努める。

3. 年間研修計画

開催月	研修内容
4月	認知症・処遇について
5月	入浴事故防止について
6月	感染症予防・対策について
7月	事故予知研修
8月	身体拘束・虐待について
10月	インフルエンザ・ノロウイルスについて
1月	事故研修（誤薬・転倒・緊急時等）について
3月	褥瘡の知識・予防について・加算について

4. 年間会議計画

会議項目	日程
リーダー会議	第四月曜日
事故対策・身体拘束廃止委員会	第二月曜日
衛生委員会	第一月曜日
給食委員会	第四火曜日
通所会議・ケース会議	第三月曜日
運営推進会議	9月・3月
担当者会議	随時

5. 年間行事計画

開催月	行事内容
4月	さくら花見ドライブ（各方面）
5月	買い物・外食（ご利用者様の要望を取り入れ検討）
6月	紫陽花ドライブ（金泉寺・雀川ダム方面）
7月	納涼祭
8月	お楽しみ会（内容未定）
9月	敬老会
10月	買い物・外食（ご利用者様の要望を取り入れ検討）
11月	滑川町文化祭（作品出展、見学）
12月	クリスマス会 餅つき
1月	初詣（箭弓神社）・新年会
2月	節分祭
3月	うめ花見ドライブ（生越梅林）

* 毎月第二火曜日 訪問美容（希望者）

6. 通所日程・業務

時間	項目	内容
8:00	準備	利用確認、電話対応、送迎ルート、食事提供依頼の提出（席、内履き、湯飲み、移動具、作業ボード）等の準備
9:00	お迎え	ご利用者宅へのお迎え
10:00	サービス提供開始 個別処遇	健康チェック（バイタルチェック行い、入浴の可否、日中の運動について検討行う）
10:15		ご利用者の要望、個別のプランに沿って処遇を実施 （温熱、マイクロ、歩行訓練、各種体操、漢字・計算・塗り絵・脳トレプリント、将棋、囲碁、折り紙）等
11:00	午前のおやつ 食前体操	コーヒー、ココア、緑茶、ほうじ茶、紅茶の中から選んで頂き、ティータイム
11:30		無理のない範囲で体操を行う （バンド体操、声を出して嚙下運動、長生き音頭に合わせてリズム体操）
12:00	食事 自由な時間	食事の準備（お茶出し、おしぼり、手指消毒、橋、スプーン等の準備、ご利用者様に合った食事形態での食事提供、食事中の見守り、お茶つぎ、食事量のチェック）
12:40	入浴	昼寝、談話、TV鑑賞、午前のプリントの続き等 職員食事、見守り、各種記録の記入、入浴準備等
13:30		一般浴・機械浴の実施（週別に男性・女性先に入浴する週を決めておく）入浴介助、更衣介助、処置等、介護、看護が連携し安全に入浴して頂く、入浴されない方はホールにてカラオケ、音楽鑑賞等され過ごされる
15:00	午後のおやつ レク活動	お茶と共におやつの提供、見守り
15:00		グループレク、個別レク等リーダーが主となり行う （水曜日はカラオケ、他、ボーリング、言葉遊び等）
15:45	帰りの準備 お送り	トイレ声掛け、連絡帳の返却、靴の履き替え等
16:00	雑務	ご利用者を自宅までお送りする
17:00	業務終了	清掃、記録、実績打ち込み、打ち合わせ、翌日の準備等
17:00		その他、随時トイレの対応、移動時の介助、付き添い見守り等実施、担当者会議等、各種会議への参加

* 10:00~16:00 を通して個別機能訓練（生活の機能の維持・向上の為の訓練）を個別に実施します。

平成 30 年度栄養課事業計画

1. 事業方針

- ① 移り変わる四季の変化や社会情勢を敏感に感じとり食事に反映させる事で、安全で美味しい食事を提供していく。
- ② 食が原因と考えられる QOL の低下が現状にあり、集団生活でありながらも個人に焦点を当て個別に相応しい対応をしていく。
- ③ 年齢・性別・身体状況から算出された食事摂取基準を満たす献立になるよう給食業者と協力し、利用者の生活習慣病等の予防・改善に努める。

2. 事業目的

- ① 日常の食事の他に行事食などを行う事で食生活に変化をもって頂き、施設生活の充実を図る。
- ② 食べやすい調理技術や調理法を習得し、食事提供をしていく事で安全に食事を召し上がって頂けるようにする。
- ③ 各部署と連携をとりながら利用者様の体調の変化に合わせた食事を提供し、実態に即した栄養状態の管理をする。

3. 事業内容

(1) 給食食数

従来型特養入所者	50 名
ユニット型特養入所者	30 名
ショートステイ利用者	20 名
デイサービス利用者	18 名
職員	20 名(昼食及び夜食 3 名)

(2) 食事提供時間

朝食	8 : 00
昼食	11 : 30
夕食	17 : 00

4. 業務内容

- ① 身体機能や利用者様の嗜好や要望を理解した上で食事の組み合わせや色彩を考え、栄養ケア計画の内容に沿った食事の内容や形態となるように献立を作成する。
- ② 高齢者に不足しがちなたんぱく質を肉・魚・卵・乳製品などをバランスよく用いる事で、必要なたんぱく質を十分に摂取して頂けるようにする。
- ③ 咀嚼・嚥下機能の低下した利用者様には、誤嚥のリスクの少ないソフト食を提供する。
- ④ 低栄養利用者様に関しては少量で高栄養の食事(パン粥)を提供する。また、ご家族から希望がある場合は栄養補助食品の提供を行う。
- ⑤ パン類・麺類・乳製品・肉・魚・カレー・卵・納豆等の食品が食べられないご利用者に代替品を提供する。

- ⑥ 医師より療養食の指示がある場合は、指示事項を厳守した特別考慮食を提供する。
- ⑦ 祝祭日にちなんだ料理や、毎月の誕生祝い膳に季節の食材を多く取り入れ提供する。
- ⑧ 4月～10月の間は生で食する物の提供はしない。
- ⑨ 敬老の日やクリスマスにはイベント食を提供し、毎月1回選択食を行う。
- ⑩ 寿司やそば職人を招いて調理作業を実演して頂いた後、打ち立て・握りたてのそばや寿司をその場で召し上がって頂く。
- ⑪ 出来た料理は施設・厨房職員が食事提供前に必ず検食をする。
- ⑫ 食中毒を予防するため食器や用具は、洗浄後に煮沸や次亜塩素酸ナトリウム溶液に浸水し消毒を行う。
- ⑬ 加熱調理は中心温度を3点以上計測し、85℃で1分以上の過熱を行う。
- ⑭ 月1回必ず検便を行う。
- ⑮ 害虫駆除は年1回業者に依頼する。
- ⑯ グリストラップ清掃を年3回(5月・8月・2月)業者に依頼する。また、栄養士による定期清掃の実施。
- ⑰ 3ヶ月ごとの業務用冷凍空調機器の簡易点検を行い、記録を残す。
- ⑱ 自然災害や感染症に備えて非常食を備蓄すると共に、緊急時対応マニュアルを作成し対応できるようにする。

5. 年間行事食予定

- 4月
- 5月 端午の節句 八十八夜
- 6月
- 7月 七夕 納涼祭 土用の丑
- 8月
- 9月 敬老会 十五夜
- 10月 ハロウィン そば打ち
- 11月 滑川祭り(自治体祭)
- 12月 餅つき クリスマス会
- 1月 おせち 新年会
- 2月 節分 バレンタインデー
- 3月 ひな祭り 寿司バイキング

6. 栄養ケア

- ① 栄養状態についてご利用者毎に解決すべき課題を把握する。
(身体拘束・食事調査・服薬・臨床診査・臨床検査)
- ② 栄養ケア計画を作成し、施設サービス計画に反映する。
- ③ 経過を記録し、リスクに応じた定期的な見直しをする。
- ④ 栄養状態を把握するため、毎月の体重測定を関連職員に報告する。
- ⑤ 3ヶ月毎に計画の見直しを行う。

平成 30 年度 医務事業計画

特別養護老人ホームは高齢者や要介護度の重度化に伴い、医療的ケアを必要とする利用者が増加しております。嘱託医師の指示、指導を仰ぎより良い看護体制の構築を目指していきます。具体的には、疾病や症状理解、入所者(利用者)の状態把握における認識の統一を目標とし、日々の申し送りでの確認に留まらず勉強会等により、意識の向上、看護師間の連携を深めるよう努めます。

<健康管理>

利用者の健康状態を把握し、障害や疾病の悪化を防ぎ、健康の維持・改善を図り、快適な生活が出来るよう看護職員・介護職員が一体となって、次の事項を実施します。

① 日常の健康管理

利用者の一般的な健康管理(食事と栄養、排泄、睡眠と休養、清潔、移動動作、体温確認)をきめ細かく行います。

② 口腔ケア

口腔ケアの必要性を指導し、適切な処置を実施します。

③ 利用者や介護職員に対して、適切な服薬を指導・教育します。

④ 年一度利用者に対して健康診断を実施します。

内容・・・胸部レントゲン、血液検査、尿検査など

⑤ 月例の健康相談を実施します。

内容・・・嘱託医による回診及び健康チェック

⑥ 感染予防

委員会活動を充実させ、勉強会の実施により感染に対する知識、予防策の実践を身に付け職員が適切な対応を出来るよう実技指導に時間をかけ一人一人が行動できるようにしていきます。

インフルエンザ、ノロウイルスについては早期より予防安全策を心がけ面会者や職員の健康状態を把握し手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めます。

ご入居者(ご利用者)、職員に対し、インフルエンザ予防接種及び適宜、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。

疥癬や食中毒等について予防に力を入れ、感染対策マニュアルについては随時見直しを行います。

万が一、感染症が発生した場合は職員一丸となって早期終息に向け適切な対応、実施に努めます。

⑦ 疾病の早期発見、早期治療の促進に努めます。

⑧ 日常の看護、介護や介助を通じて、寝たきりゼロを目指し、認知症を予防し、日常生活動作(A D L)の維持・向上を図ります。

⑨ 医師・看護職員・介護職員が情報を共有し、健康維持のための早期対応に努めます。

⑩ 必要に応じて適時外部の専門医療機関での受診をすすめます。

⑩ 介護職員へ救急時の処置対応について指導や訓練を実施し、ケアの向上に努めます。

内容・・・胸骨圧迫、誤嚥時の対応、A E D操作、その他介護職員に口腔内吸引、胃ろうによる経管栄養について経過を追って指導・確認を行います。

⑪ 褥瘡発生予防及び治療について、委員会や勉強会を実施し、具体的対策を立て対応できるよう努めます。

- ⑫ 職員の健康管理に努め、年1回の健康診断(夜勤実施者においては年2回の胸部レントゲン及び腰痛健康診断の実施)をするとともに、日々職員の健康管理、指導に努めます。
- ⑬ 訪問歯科医師の指導による、口腔ケアの実施をし、口腔内機能の維持、低下予防に努めます。ご入居者(ご利用者)の重度化に伴い、嚥下機能低下の利用者に対し、各課連携し、食事形態、食事姿勢、介助方法を決定し経口摂取維持を図るとともに、疾病(誤嚥)の予防に努めます。
- ⑭ 看取り看護(必要な場合)
主治医、相談員及び看護師が連携し、状態変化時の報告等ご家族との連絡を密にして、ニーズを的確に把握し、ご家族同意のもとそれぞれのニーズに沿った対応を行います。病院での看取りケアとの相違を明確にし、施設における看取りケアについて検討を重ねていきます。

平成30年度 訪問介護事業計画

1. 基本指針

要介護・要支援状態になった場合において、その利用者が可能な限りその住居において、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、ケアプランを基に入浴、排せつ、食事の介助、その他生活全般に援助を行う。

2. 目標

- ・サービスは居宅サービス計画書を基に、個別に作成した訪問介護・訪問介護予防計画書に基づき実施いたします。
- ・利用者の自立支援を目標に、訪問介護職員一人一人が技術の向上を目指します。
- ・高齢者の皆さんが安心して在宅生活を継続できるよう、関連機関と連携を図りながら地域に密着したサービスの提供を心掛けます。

3. 事業内容

(1) 広報内容

地域に密着したサービス事業所として、きめ細やかな介護や支援を行い知名度とご利用者の安心感が図られるよう活動していく。

(2) 職員資質の強化

訪問介護員のスキルアップを目指し、定期的に勉強会を実施し、内外研修に積極的に参加していく。

(3) 関連機関との連携

サービス担当者会議等に参加し、関連機関と連携し、利用者の状態把握に努める。

(4) 介護保険法に基づいたサービス提供

法に基づいたサービスの提供を実施します。

(5) 介護保険外のサービス提供

ご利用者の利便性を鑑み、介護保険法によらない保険外サービスの提供を行います。

(6) 移送サービスの提供

通院や外出に伴う移送サービスの提供に努めます。

4. 定期的な研修と会議

定期的に介護技術や季節毎に発生する感染性疾患等(食中毒、インフルエンザ等)の研修を開催する。
また、ご利用者の状況把握のため職員による会議を随時開催していきます。

平成 30 年度 居宅介護支援事業所事業計画

《営業日及び営業時間》

営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日とする
2. 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 15 分まで
3. 連絡体制 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする

《職員の職種・員数及び業務内容》

事業所に勤務する職種・員数及び業務内容は次の通りとする。

1. 管理者・・・1名(介護支援専門員業務兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び、業務の管理を一元的に行うと共に従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。
2. 介護支援専門員・・・1名(常勤)以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。
 - ・ 自宅を訪問しアセスメントを行う
 - ・ 居宅サービス計画の作成
 - ・ 担当者会議の開催
 - ・ モニタリングの記載

《事業の目的》

居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援事業の適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

《運営方針》

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅介護支援を行う。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業目標》

1. ご利用者様が住み慣れた地域で長く生活できる事を可能にするため、個々の心身の機能や生活全般

を理解し、十分なアセスメントを行い、ご利用者様・ご家族様の意向に基づき生活機能を高める居宅サービス計画の作成に努めるものとする。

2. ご利用者様の意思及び人格を尊重し、医療と介護の役割分担や連携強化に努め、各サービスが特定の種類、または特定の事業所に不当に偏る事のないよう、公正中立に支援していくものとする。
3. 正確な介護保険制度を把握し、介護支援専門員としての資質の向上をはかるとともに、ご利用者様・ご家族様に適切な情報提供や説明を行う。地域包括支援センターや町民保険課など、行政を含めた各関係機関との連携に努める。

《活動内容》

1. 居宅介護支援の提供にあたっては親切丁寧を旨とし、ご利用者様やご家族様に介護保険制度の仕組みやサービス提供方法についてご理解いただけるよう説明を行う。
2. 介護支援専門員一人あたりの担当件数を35件とし、介護予防・日常生活支援総合事業については地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援の機能強化を含め、地域や事業所の実情に合わせ対応していく。
3. 認知症の方が自宅での生活を継続できるよう早期診断や予防・治療または適切なサービスの紹介や成年後見制度の利用など、今後の認知症施策も含め地域包括支援センターや各居宅介護支援事業所と連携をとりながら、地域ケア会議等で事例検討を適宜開催していく。
4. 法令順守、運営基準減算に該当しないよう毎月の居宅訪問・モニタリング記載、担当者会議、評価を介護支援専門員各自が責任をもって行っていく。
4. 専門職としての業務を的確に行えるよう、内外的な研修に参加し介護支援専門員としての資質の向上に努める。さらに人材育成や教育機能の強化をはかり、地域で選ばれる事業所となるよう努める。
5. 苦情処理体制については、ご利用者様・ご家族様が安心してサービスを利用できるよう、不満や苦情に迅速かつ適切に対応する。
6. ご利用者様・ご家族様へ年1回のアンケート調査を依頼し、居宅介護支援の見直しを行う。

《各種会議・研修について》

1. 地域ケア推進（個別）会議地域包括支援センター、町民保険課、社会福祉協議会、保健センターや各居宅介護支援事業所などの専門機関が集まり、今後の社会福祉全般の動向や滑川町内における社会資源の確認や提案、さらには困難事例の検討を含め情報共有し介護支援専門員の負担軽減を行う。
2. 施設内研修
施設内で行われる研修に参加し、ご利用者様・ご家族様に感染症や事故リスクに関する啓蒙活動を行う。
3. 施設外研修
医療機関や行政機関等で開催される研修等に参加し、ご利用者様に対する適切なケアマネジメントが行えるよう、介護支援専門員としての資質向上をはかる。

1. 事業目的

在宅介護支援センターは地域の相談窓口として、高齢者及びその家族からの相談受付、在宅生活を継続する為の支援、各関係機関との連携を行う。

2. 活動内容

(1) 地域におけるネットワークの構築

- ・ 支援を必要とする高齢者を見出し、医療・福祉サービス等の適切な支援に繋ぐ。
- ・ 地域とのふれ合い事業の自主活動支援を行うことで、地域住民や民生委員等との交流を通じて、問題の早期発見・予防に努める。
- ・ 継続的な見守りを行い、住み慣れた地域での生活を安心して続けられるよう支援する。
- ・ 更なる問題発生を防ぐ為、地域における様々な関係者とのネットワーク構築を図る。

(2) 実態把握

- ・ 地域におけるネットワークを活用しつつ、社会資源との連携や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況についての実態把握を行う。

(3) 総合相談

- ・ 初期段階・継続的な関わり、または緊急な対応が必要なのかを適切に対応する。必要な場合には迅速に対応できるよう努める。
- ・ 地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携していく。

3. 年間計画

	事業内容	備考
通年	高齢者実態把握 困難事例対応等	随時行う
4月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回/月） 4月～2月
5月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回/月） 4月～2月 5月～12月
6月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室 男の料理教室	通年（1回/月） 4月～2月 5～12月 6～8月
7月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 男の料理教室 家族介護教室	通年（1回/月） 4月～2月 5～12月 6～8月
	高齢者の心の相談	通年（1回/月）

8月	病気別料理教室 男の料理教室 家族介護教室	4月～2月 5～12月 6～8月
9月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～2月 5～12月
10月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～2月 5～12月
11月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～2月 5～12月
12月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～2月 5～12月
1月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～2月
2月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～2月
3月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～2月

4. その他

- * 各種研修会への参加
- * 各種会議への出席
- * 森林園内の対応等
- * 代行申請・認定調査立会等（必要時に応じて対応）
- * 定期訪問等の見守り
- * 認知症サポーター養成講座（依頼時）